



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:永田



これまで毎月2回メールマガジンおよびあおぞらLetterを配信しておりましたが、今月より、第2火曜日にはメールマガジンとあおぞらLetterを配信し、第4火曜日にはメールマガジンのみを配信致します。今後も皆様に労務や社会保険関連の情報をお届けしますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

**主な社会保険関連法の改正点：
平成31年4月1日施行**

平成31年4月1日より、社会保険関連法でいくつかの改正が施行されています。今回のあおぞらLetterでは、主な改正点についてご案内いたします。

【厚生年金保険法】 70歳到達時の届出の変更

以下の二つの要件に該当する場合、70歳到達時の届出が不要となります。

- <届出不要の要件>
- ① 70歳到達前から同じ事業所に使用されていて、それ以降も引き続き同じ事業所に使用される。
 - ② 70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、その前日における標準報酬月額と同額である。

<手続きの例>



被保険者資格・標準報酬月額の該当パターン		手続きの内容
①	資格	日本年金機構において処理を行うため、事業主からの届書の提出は不要(届出省略)
	報酬 ← 300千円 → ← 300千円 →	
②	資格	「70歳到達届」を提出
	報酬 ← 300千円 → ← 280千円 →	

詳細 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2019/2019031501.files/01.pdf>

【健康保険法・厚生年金保険法】 現物給与の価額の改定

現物給与の価額が改正され、平成31年4月1日から適用されます。

詳細 <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150511.files/2019.pdf>

【子ども・子育て支援法施行令】 拠出金率の改定：平成31年4月分（5月31日納期限）より

「子ども・子育て拠出金」の拠出金率（全額事業主負担）が、1,000分の3.4（0.34%）に引き上げられます。

【国民年金法】 産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

- 免除期間：下記のとおり4か月です。但し多胎妊娠のときは6か月です。



	3か月前	前月				
原則：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間		免除月	免除月	免除月	免除月	
多胎妊娠の時：出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間	免除月	免除月	免除月	免除月	免除月	免除月

▲ 出産予定日または出産日

- 対象者：産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者期間を有する方
- 届出時期：出産予定日の6か月前から届出可能

詳細 <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.files/03.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277